

訴訟, 控訴, 労働審判事件

函館地方裁判所民事部

# 郵便料の納付は現金予納が便利です!

- 大きなメリット
- 1 切手を購入する手間がなくなります!
  - 2 電子納付(ペイジー)の場合、インターネット等から24時間とこでも納付可能。振込手数料は原則不要!
  - 3 残額は、口座振込により返還します!

切手の納付って面倒なのよねえ。でも、ペイジーってよくわかんないし。

裁判所から発行された番号があれば、ペイジー対応のATM機やインターネットバンクから振り込みができるんだ。

へえ。そうなんだ。便利ね。すぐ使えるの?

まずは、裁判所の会計課で電子納付の登録の手続きをするんだよ。**1度登録すれば全国で使える**んだ。訴状や控訴状を出す際に「電子納付希望」と登録番号を伝えれば、振込用の番号を発行してもらえるよ。

切手の内訳を聞かなくてもいいわね。じゃあ、現金納付は?

もっと簡単だよ! 訴状や控訴状を出す際に「現金納付」と言って、後から保管金提出書をもって会計課に納めればいいんだ。どちらも残ったら、口座に現金で戻ってくるから便利だよね。

へえ! それなら、残った切手のことを考えなくていいから便利ね!

地方裁判所で審理する訴訟事件(民事訴訟、手形訴訟、行政訴訟)や労働審判事件、簡裁や高裁の控訴にも利用できるんだって! 早速使ってみてね!